平成２７年（再イ）第８号
大阪府和泉市鶴山台３丁目９番15―606号
再生債務者　小笠原直樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年６月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年６月８日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２７年（再イ）第２３号
横浜市青葉区奈良町2913番地　奈良北団地３棟605号
再生債務者　川井　理恵（旧姓猪鼻）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年６月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年６月10日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（再イ）第１５号
名古屋市中川区五月通１丁目14番地の６
再生債務者　吉川　宥次
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年６月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年６月９日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（再イ）第１６号
名古屋市中川区五月通１丁目14番地の６、住民票上の住所大阪市浪速区元町３丁目13番６号　ポルックス203号
再生債務者　吉川　佳宏
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年６月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年６月９日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（再イ）第２６号
名古屋市緑区小坂１丁目301番地の５
再生債務者　新海　正志
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年６月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年６月９日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（再イ）第３７号
名古屋市中区伊勢山１丁目５番30号　Ｇ．Ａ．タワー402号
再生債務者　八木　秀樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年６月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年６月９日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（再イ）第３号
愛知県豊橋市西高師町字小谷58番地10
再生債務者　鈴木　剛
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年６月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年６月10日
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（再イ）第８３号
大阪市淀川区宮原５丁目４番25―704号
再生債務者　橋角　勇一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年６月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年６月９日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再イ）第３６号
三重県津市安濃町曽根807番地18
再生債務者　赤塚　好美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年６月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年６月10日　津地方裁判所再生係

平成２７年（再イ）第５号
三重県津市安濃町曽根807番地18
再生債務者　赤塚　光子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年６月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年６月10日　津地方裁判所再生係

平成２７年（再イ）第３号
三重県松阪市駅部田町856番地11
再生債務者　曽根　孝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年６月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年６月10日　津地方裁判所松阪支部

平成２７年（再イ）第５号
広島市安芸区中野２丁目52番６号
再生債務者　末田　孝則
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年６月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年６月10日
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（再イ）第１号
愛媛県大洲市徳森1641番地１リードハイツ103号室
再生債務者　塚野　謙治
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年６月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年６月10日　松山地方裁判所大洲支部

出品預証書紛失に伴う証書の無効公告

下記のように出品預証書亡失の届け出がありましたので、京都国立博物館文化財受託規則第６条第２項により、事故発生の日以後無効とします。
平成 27 年 6 月 23 日
独立行政法人国立文化財機構
京都国立博物館

亡失証書記号番号	交 付 年 月 日	亡失者氏名	亡失年月日	備　考
京博Ｇ―2373	昭和45年９月20日	大久保真澄	平成27年５月21日	
京博Ｇ―2859	昭和49年11月25日	大久保真澄	平成27年５月21日	

公文書等の管理に関する国立研究開発法人日本原子力研究開発機構公示

公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）第17条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第11条第３項の事務所の場所を次のとおり公示する。
平成 27 年 6 月 23 日　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構　理事長　兒玉　敏雄
茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地１　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構本部内

公文書等の管理に関する国立研究開発法人農業環境技術研究所公示

公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）第17条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第11条第３項の事務所の場所を次のとおり公示する。
平成 27 年 6 月 23 日　国立研究開発法人農業環境技術研究所　理事長　宮下　清貴
茨城県つくば市観音台３丁目１番地３　国立研究開発法人農業環境技術研究所総務管理室内